

## 中富良野町入札契約適正化の取組について

このことについて、現行の入札契約制度については、公正性・透明性・競争性をより一層高めることを目的として、平成20年4月1日に改善が行われ、その後、一般競争入札に必要な条件等を一部改正し、平成22年4月1日より運用しております。

今般、国土交通省が実施する入札契約改善推進事業において、中富良野町入札契約適正化の取組を行い、令和5年4月1日より実施いたします。

### 1. 透明性の確保

- (1) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「入契法」という。）により情報の公表を義務づけられている事項の公表の徹底
- (2) インターネットの活用

### 2. 公正な競争を促進するための入札方法の改善に関すること

- (1) 一般競争入札の適切な活用

一般競争入札の適用範囲を次のとおり設定する。

区 分	適用範囲
建設工事（土木建築に関する工事）	設計金額 1,000 万円以上
測量・建設コンサルタント等業務	設計金額 500 万円以上
その他の契約（物品購入等）	設計金額 500 万円以上

- (2) 入札参加資格要件

〈格付け基準〉

建設工事の適正な施工を確保するため、建設業法第27条の23第2項に規定する総合評定値により、次のとおり格付け基準を定める。なお、格付け工種は、土木・建築・電気・管の4工種とする。

等級	土木	建築	電気	管
A	900 以上	900 以上	700 以上	700 以上
B	650 以上 900 未満	650 以上 900 未満	700 未満	700 未満
C	650 未満	650 未満	—	—

〈設計金額に対応する格付け要件〉

等級	土木	建築	電気	管
A	5,000 万円以上	5,000 万円以上	1,000 万円以上	1,000 万円以上
B	1,500 万円以上 5,000 万円未満	1,500 万円以上 5,000 万円未満	1,000 万円未満	1,000 万円未満
C	1,500 万円未満	1,500 万円未満	—	—

〈地域要件〉

地域 区分	要 件
1	中富良野町内に建設業の許可上の主たる営業所を有する者（本店）
2	中富良野町内に営業所を有する者（支店又は営業所）
3	富良野圏域に建設業の許可上の主たる営業所を有する者又は営業所が建設業許可を有している者
4	上川管内旭川市以南地域に建設業の許可上の主たる営業所を有する者（本店）
5	上記1～4に該当しない者で道内に建設業の許可上の主たる営業所を有する者（本店）
6	上記1～5に該当しない者で道内の営業所が建設業許可を有している者（支店又は営業所）

（注1）富良野圏域とは、中富良野町・上富良野町・富良野市・南富良野町・占冠村をい

う。

(注2) 上川管内旭川市以南地域とは、旭川市・東神楽町・東川町・美瑛町・富良野圏域をいう。

### (3) 入札参加資格の決定

入札参加資格は、対象工事ごとに中富良野町競争入札参加者選定要綱に基づき決定する。

ア 建設工事の請負契約に係る競争入札に参加する者は、当該競争入札に付そうとする工事の設計価格に対応する等級に格付けされた者であること。

イ 地域区分「1」に該当する者は、工事の設計価格に対応する等級の直近上位又は下位の等級の種類の入札に参加することができる。

### (4) 経常建設共同企業体の運用

共同企業体により施工できる工事は、下記に掲げる規模の工事で、かつ、履行期間、履行内容、技術的特性等を総合的に勘案し、共同施工によることが適当と認められる場合。

工 種	運用基準
土木一式工事	設計金額 3,000 万円以上
建築一式工事	設計金額 3,000 万円以上
その他の工事	設計金額 2,000 万円以上

## 3. 最低制限価格制度

現行制度においては、契約の内容に適合した履行の確保及びダンピング受注の防止を図るため、町が発注する工事の請負契約について、最低制限価格制度を導入している。

公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下「品確法」という。）の改正により、工事に係る調査・設計等の品質が公共工事の品質確保において重要な役割を果たすため、調査・設計等においても、最低制限価格制度等の適切な活用の徹底が求められていることから、工事に係る調査・設計等について最低制限価格制度を導入する。

〈最低制限価格制度対象工事等〉

ア 予定価格が130万円を超える工事の請負の契約

イ 予定価格が50万円を超える工事に係る委託業務の契約

#### 4. 郵送方式による入札の導入

入札参加者の立会い負担の軽減及び事務の効率化を目的として、郵送による入札を導入する。なお、立会いを希望する入札者は事前の申し込みにより、立会いを可能とする。

#### 5. 法定福利費の適切な計上の確認

工事監督員は、受注者に対し法定福利費を内訳明示した請負代金の内訳書を提出させ、当該積算と比較し、法定福利費に相当する額が適切に計上されていることを確認すること。

(「品確法基本方針」及び「入契法適正化指針」)

#### 6. 下請による社会保険等未加入業者の排除

工事監督員は、受注者から入契法第15条第2項に基づき提出された施工体制台帳に記載された建設業者について、社会保険等未加入業者に該当するか否かを確認すること。(「品確法基本方針」及び「入契法適正化指針」)

#### 7. 前金払使途内訳明細書の提出を不要とする